

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 規則

○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	第53号	(高齢福祉課)	1
---------------------------------------------------	------	---------	---

告示

○平成30年度愛知県一般会計補正予算等の要領	第363号	(財政課)	2
○保安林の指定施業要件の変更	第364号	(森林保全課)	3
○保安林の指定施業要件の変更	第365号	(同)	4
○保安林の指定施業要件の変更	第366号	(同)	5
○指定施業要件変更予定保安林	第367号	(同)	5
○指定施業要件変更予定保安林	第368号	(同)	6

選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	第29号	(選挙管理委員会事務局)	7
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	第30号	(同)	8

公告

○愛知県庁本庁舎で使用する電気等に関する一般競争入札の実施		(財産管理課)	8
○大規模小売店舗の変更の届出		(商業流通課)	11
○土地改良事業計画書の縦覧		(農地計画課)	11
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所		(都市整備課)	11
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	12
○フライス盤(汎用フライス盤立形)に関する一般競争入札の実施		(調達課)	12
○飼育箱洗浄機に関する一般競争入札の実施		(同)	13
○旋盤(4尺旋盤)に関する一般競争入札の実施		(同)	15
○落札者等の公示		(情報管理課)	17
○男性の警察官用夏服上衣(半袖)等に関する一般競争入札の実施		(警察本部会計課)	17

規則

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五十三号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年愛知県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三十九条第二項各号」の下に「（指定居宅サービス等基準省令第三十九条の二に規定する共生型訪問介護の事業にあつては、指定居宅サービス等基準省令第三十九条の三において準用する同項各号）」を加え、同条第八号中「第四百四条の三第二項各号」の下に「（指定居宅サービス等基準省令第四百五条の二に規定する共生型通所介護の事業にあつては、指定居宅サービス等基準省令第四百五条の三において準用する同項各号）」を加え、同条第八号中「あつては、」を「あつては」に改め、「同項各号」の下に「指定居宅サービス等基準省令第四百四十条の十四に規定する共生型短期入所生活介護の事業にあつては指定居宅サービス等基準省令第四百四十条の十五において準用する同項各号）」を加える。

第七条第六号中「第四百四十一条第二項各号」の下に「（指定介護予防サービス等基準省令第四百五十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業にあつては指定介護予防サービス等基準省令第四百五十九条において準用する同項各号、指定介護予防サービス等基準省令第四百六十五条に規定する共生型介護予防短期入所生活介護の事業にあつては指定介護予防サービス等基準省令第四百六十六条において準用する同項各号）」を加え、同条第七号中「第九百九十四条第二項各号」の下に「（指定介護予防サービス等基準省令第二百三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業にあつては、指定介護予防サービス等基準省令第二百十条において準用する同項各号）」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

告 示

愛知県告示第363号

平成30年6月定例県議会において議決を経た平成30年度愛知県一般会計補正予算（第2号）等の要領は、次のとおりである。

平成30年7月6日

愛知県知事 大村 秀章

1 歳入歳出予算の補正

平成30年度愛知県一般会計補正予算（第2号）

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	国庫支出金	186,613,156	27,778	186,640,934
	2 国庫補助金	87,704,852	27,778	87,732,630
13	繰越金	376,001	68,148	444,149
	1 繰越金	376,001	68,148	444,149
14	諸収入	217,334,009	7,473	217,341,482
	7 雑入	5,579,411	7,473	5,586,884
15	県債	261,000,666	23,000	261,023,666
	1 県債	261,000,666	23,000	261,023,666
	歳入合計	2,494,338,000	126,399	2,494,464,399
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	振興費	33,434,217	22,420	33,456,637
	1 振興総務費	32,682,713	22,420	32,705,133
6	健康福祉費	412,264,408	44,820	412,309,228
	10 県立病院費	8,644,654	44,820	8,689,474
7	産業労働費	209,498,565	27,778	209,526,343
	2 商工業費	200,407,026	27,778	200,434,804
11	教育費	482,868,265	31,381	482,899,646
	4 高等学校費	88,016,477	31,381	88,047,858
	歳出合計	2,494,338,000	126,399	2,494,464,399